

参考配布

平成 30 年 10 月 5 日

【照会先】

職業安定局需給調整事業課

課長 牛島 聡

主任中央需給調整事業指導官 新田 峰雄

課長補佐 富田 英晴

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5325)

(直通電話) 03(3502)5227

常時雇用する労働者以外の外国人労働者を派遣し

「無許可派遣」を行っていた特定労働者派遣事業主を行政処分

～派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について～

標記について、福岡労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、福岡労働局が配布した資料です。



福岡労働局発表
平成30年10月5日

	職業安定部 需給調整事業課
担	課長 高田 義孝
	主任需給調整指導官 松本 博明
	需給調整第2係長 古賀 栄利子
当	電話 092-434-9711
	FAX 092-434-9771

常時雇用する労働者以外の外国人労働者を派遣し

「無許可派遣」を行っていた特定労働者派遣事業主を行政処分

～派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について～

福岡労働局（局長 岩崎 修）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

当該事業主は、常時雇用される労働者のみを派遣することができる特定労働者派遣事業主であるにもかかわらず、常時雇用される労働者以外の労働者（雇入れから在留期間の満了日までの期間が1年以内の外国人労働者）を派遣していたものである。

記

1 処分を受けた事業主

名称 有限会社ジョブアクセス（代表取締役 平木 幸雄）
所在地 福岡県小郡市二森 255-2
届出受理番号 特 40-300758（平成19年2月7日届出受理）

2 処分の内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令（労働者派遣事業改善命令の理由は3、内容は4に記載のとおり）

3 処分の理由

有限会社ジョブアクセスは、

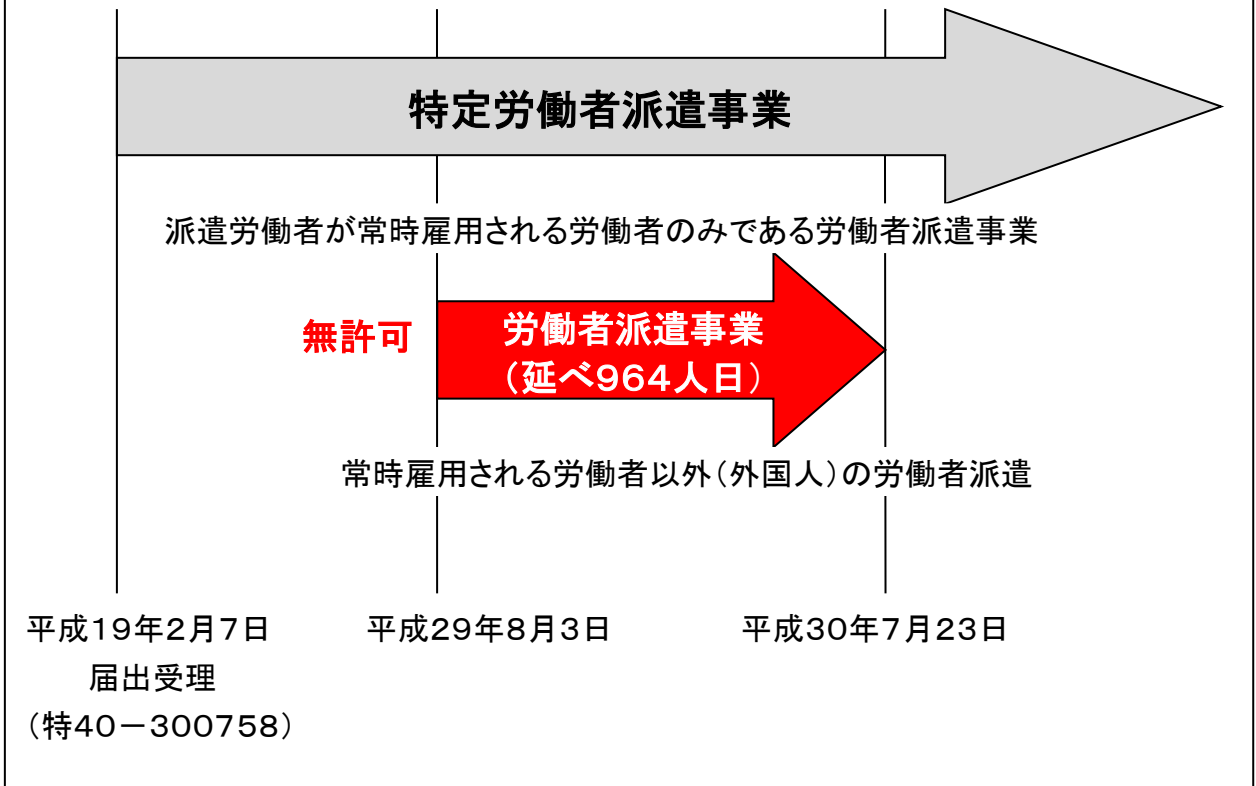
- 一 労働者派遣法第5条第1項に違反して、少なくとも平成29年8月3日から平成30年7月23日までの間、厚生労働大臣の許可を受けていないにもかかわらず、常時雇用する労働者以外の労働者を、延べ964人日にわたり派遣し、
- 二 労働者を派遣しようとするときに同法第34条第1項に違反して、当該派遣労働者に対し、同項第2号から第4号並びに同条第3項に掲げる事項を明示せず、
- 三 労働者を派遣するときに同法第35条第1項に違反して、派遣先に対し、同項第3号に掲げる事項を通知せず、
- 四 労働者の派遣就業に関し、同法第37条第1項に違反して、同項第1号から第4号及び第9号に掲げる事項を記載せず

労働者派遣事業を行ったこと。

4 労働者派遣事業改善命令の内容

- (1) 労働者派遣事業、請負事業のすべてについて、労働者派遣法及び職業安定法に則って適正に行われているか総点検を行い、これらに係る違反がある場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。
なお、総点検に当たっては、特に次の法条項について重点的に点検すること。
 - ・労働者派遣法第34条第1項及び第3項
 - ・同法第35条第1項
 - ・同法第37条第1項
- (2) 上記（処分の理由）の各事項に係る労働者派遣法違反について、それぞれ、その発生の経過を明らかにした上で、原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- (3) 今後、労働者派遣法、職業安定法等の労働関係法令に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により、法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

【事案の概要図】



【参 考】

労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう。

平成 27 年の労働者派遣法改正法により、許可制であった一般労働者派遣事業と届出制であった特定労働者派遣事業の区分が廃止され、許可制である労働者派遣事業に一本化されたが、経過措置として、労働者派遣法改正法附則第 6 条第 1 項に基づき、労働者派遣法改正法の施行後 3 年を経過する日までの間に労働者派遣事業の許可申請を行った特定労働者派遣事業者は、その申請について許可又は不許可の処分がある日までの間は、常時雇用される労働者を派遣する場合に限り、労働者派遣事業を行うことができる。

「特定労働者派遣事業」

- ・その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。

「一般労働者派遣事業」

- ・特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。
(いわゆる登録型に代表される労働者派遣事業)

労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（抄）

（労働者派遣事業の許可）

第五条 労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 法人にあつては、その役員の氏名及び住所
 - 三 労働者派遣事業を行う事業所の名称及び所在地
 - 四 第三十六条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所
- 3 前項の申請書には、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

- 4 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

(就業条件等の明示)

第三十四条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項（当該労働者派遣が第四十条の二第一項各号のいずれかに該当する場合にあつては、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）を明示しなければならない。

- 一 当該労働者派遣をしようとする旨
 - 二 第二十六条第一項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの
 - 三 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所における組織単位の業務について派遣元事業主が第三十五条の三の規定に抵触することとなる最初の日
 - 四 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所の業務について派遣先が第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日
- 2 派遣元事業主は、派遣先から第四十条の二第七項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る事業所その他派遣就業の場所の業務に従事する派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業所その他派遣就業の場所の業務について派遣先が同条第一項の規定に抵触することとなる最初の日を明示しなければならない。
- 3 派遣元事業主は、前二項の規定による明示をするに当たっては、派遣先が第四十条の六第一項第三号又は第四号に該当する行為を行つた場合には同項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされることとなる旨を併せて明示しなければならない。

(派遣先への通知)

第三十五条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

- 一 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名
- 二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が無期雇用派遣労働者であるか有期雇

- 用派遣労働者であるかの別
- 三 当該労働者派遣に係る派遣労働者が第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
- 四 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第三十九条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第十八条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第九条第一項の規定による被保険者となつたことの確認の有無に関する事項であつて厚生労働省令で定めるもの
- 五 その他厚生労働省令で定める事項
- 2 派遣元事業主は、前項の規定による通知をした後に同項第二号から第四号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

(派遣元管理台帳)

- 第三十七条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別（当該派遣労働者が有期雇用派遣労働者である場合にあつては、当該有期雇用派遣労働者に係る労働契約の期間）
- 二 第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
- 三 派遣先の氏名又は名称
- 四 事業所の所在地その他派遣就業の場所及び組織単位
- 五 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 六 始業及び終業の時刻
- 七 従事する業務の種類
- 八 第三十条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により講じた措置
- 九 教育訓練（厚生労働省令で定めるものに限る。）を行つた日時及び内容
- 十 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 十一 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 十二 その他厚生労働省令で定める事項
- 2 派遣元事業主は、前項の派遣元管理台帳を三年間保存しなければならない。

(改善命令等)

第四十九条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第二十三条第三項、第二十三条の二及び第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、派遣先が第四条第三項の規定に違反している場合において、同項の規定に違反している派遣就業を継続させることが著しく不相当であると認めるときは、当該派遣先に労働者派遣をする派遣元事業主に対し、当該派遣就業に係る労働者派遣契約による労働者派遣の停止を命ずることができる。

（権限の委任）

第五十六条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）（抄）

（特定労働者派遣事業に関する経過措置）

附則第六条 この法律の施行の際現に旧法第十六条第一項の規定により届出書を提出して特定労働者派遣事業（旧法第二条第五号に規定する特定労働者派遣事業をいう。）を行っている者は、施行日から起算して三年を経過する日までの間（当該期間内に第四項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられたとき、又は新法第十三条第一項の規定により労働者派遣事業を廃止した旨の届出をしたときは、当該廃止を命じられた日又は当該届出をした日までの間）は、新法第五条第一項の規定にかかわらず、引き続きその事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分がある日までの間も、同様とする。

2 前項の規定による労働者派遣事業に関しては、新法第五条、第七条から第十条まで、第十一条第一項後段及び第二項から第四項まで、第十三条第二項、

第十四条並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、新法の他の規定の適用については、当該労働者派遣事業を行う者を新法第二条第四号に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、新法第十一条第一項中「第五条第二項各号に掲げる」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）第一条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「平成二十七年改正前法」という。）第十六条第一項の届出書に記載すべきこととされた」と、新法第二十六条第三項中「第五条第一項の許可を受けている」とあるのは「平成二十七年改正前法第十六条第一項の規定により届出書を提出している」とするほか、必要な読替えは、政令で定める。

- 3 第一項の規定による労働者派遣事業を行う者は、旧法第十六条第一項の届出書を提出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類を、労働者派遣事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があったときは提示しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、第一項の規定による労働者派遣事業を行う者が新法第六条各号（第四号から第七号までを除く。）のいずれかに該当するとき、又は施行日前に旧法第四十八条第三項の規定による指示を受け、若しくは施行日以後に新法第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお新法第二十三条第三項若しくは第二十三条の二の規定に違反したときは当該労働者派遣事業の廃止を、当該労働者派遣事業（二以上の事業所を設けて当該労働者派遣事業を行う場合にあっては、各事業所ごとの当該労働者派遣事業。以下この項において同じ。）の開始の当時旧法第六条第四号から第七号までのいずれかに該当するときには当該労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。
- 5 厚生労働大臣は、第一項の規定による労働者派遣事業を行う者が施行日前に旧法（第三章第四節の規定を除く。）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、若しくは施行日以後に新法（第三章第四節の規定を除く。）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 6 前二項の規定による処分に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰す

るほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。